

「中長期的な大学教育の在り方について」の審議事項

(第 1 ~ 3 に関連する各種の行財政システムの検討も必要)

第 1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方

1. 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育の在り方

- ・将来の社会的ニーズを見込んで充実すべき教育内容等
- ・今後、高齢者を含む幅広い年齢層の者等を大学教育の提供の対象としていくこと及びその際の教育内容・方法等

→大学分科会全体を通じて議論

- ・通信制と通学制との区分を存続することの是非

→通信制と通学制の大学に関する検討WGで調査・検討

◎大学院の教育の実質化

→大学院部会で議論

2. 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成

- 明確な教育目標の提示、体系的カリキュラムの編成、厳格な成績評価等が実施されるような限定された分野・領域別の「学位プログラム」を中心とした仕組み
- 学位プログラムを中心に整理した場合の大学の管理運営
- 学位プログラムを中心に整理した場合の関係法令の規定

→学位プログラムWGで調査・検討

3. 社会的要請の特に高い分野における人材養成

- ・社会的な要請の特に高い専門人材の計画的な養成、教育課程の充実、教育活動の評価、社会との連携等

→各種懇談会等の検討を踏まえ、専門人材養成WGで検討

4. 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方

(1) 設置基準と設置認可審査の関係

- 定性的・抽象的な基準の具体化・明確化

◎大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールの実定化

(2) 設置基準と認証評価の関係に関する課題

- 大学評価基準のうち、一定のもの共通化
- 認証評価の判定と設置基準の関係等の明確化
- 認証評価の結果が不適合となった場合の取扱い

○自己点検・評価と認証評価等の各種評価システムの在り方・省力化

(3) 設置認可審査と認証評価における課題

- 機能別分化や、形態別・学位段階別・学問分野別の評価システム
- アフターケアと認証評価の接続と連携
- アフターケア終了後の設置基準の適合性の確認方法
- 情報公開等、大学の自主的・自律的な質保証を十分な機能
- 専門職大学院の認証評価の特例措置(免除規定)の在り方

(4) その他

- ・学生が到達すべき学習成果の評価及び単位の算定方法等
- ・単位制と学年制の在り方や修了要件の在り方

→質保証システム部会で審議

第 2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方

1. 大学の国際競争力の向上のための方策

- 大学の国際競争力の向上の意義
- 大学の国際競争力の向上のために必要な方策のあり方
- 国際的に評価される教育を行うための方策
- 組織的・継続的な教育連携関係の構築
- 国際化に関する評価、国際的な情報の発信

→グローバル化検討WGで検討

2. 大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応

- 諸外国の質保証における基準を我が国の設置基準、設置認可審査、認証評価等に取り入れること

→質保証システム検討WGで調査し、質保証システム部会で審議

- AHELO等の様々な国際的な質保証の取組に対する我が国の対応

→AHELO・WGで検討

- 国際的な評価活動への対応

→国際的評価WGで検討

3. アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進

- ・アジア域内において、国際的な学生・教員の流動性をより一層高める方策を導入する可能性
- ・各大学の個別の流動性の向上に対する支援方策、特に民間団体や国際協力・援助等の関係機関との連携方

→グローバル化検討WGで調査(大学行財政部会でも審議)

5. 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策

- ・学生生活の場として大学に求められる機能
- ・学生の履修指導や就職支援、経済的支援等の総合的な学生支援・学習環境整備の在り方
- ・社会人や留学生等の特別な背景を有する学生に対する支援
- ・奨学金、授業料減免等の学生への経済的支援方策の在り方
- ・大学院博士課程学生への教育内容・方法の在り方及びキャリア・ガイダンスの在り方並びにT・A・R・A等の経済的支援方策等

→学生支援検討WGで調査・分析(大学院は大学院部会で審議)

第 3 人口減少期における我が国の大学の全体像

1. 人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方

(1) 量的規模の検討

- 社会人、高齢者等の大学就学やグローバル化を踏まえた量的規模
- 学士・修士・博士ごとのおよその規模、また分野別・地域別の一定の考え方

→規模第一検討WGで調査・分析(大学院は大学院部会で審議)

(2) 大学の適正規模の観点からの自主的な組織の見直しへの支援

- 複数大学が、一元化により一定規模以上の収容定員を確保しつつ、経営の効率化を図ること等を条件として、その準備経費や激変緩和措置など、限定的な支援
- 定員調整に向けた取組(例:短大設置基準の専任教員数の見直し)
- 計画的な定員調整の支援
- 入学定員重点化等に対する支援

(3) 大学の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化

- ◎定員割れをしている学部等の設置認可の厳格化
- ◎定員超過の取扱いの厳格化

(4) 情報公開の促進

- ◎教育研究活動に関する情報公開の促進
- ◎財務・経営情報に関する情報公開の促進

2. 大学の機能別分化の促進と大学間ネットワークの構築

(1) 機能別分化の促進

- 我が国の大学の現状に照らし考えられる機能別分化の分類
- 大学の適正規模及び個性化・特色化を通じた機能別分化の在り方、並びに公財政によるバランスの取れた支援方策

(2) 大学間のネットワークの構築について

- 各大学の人的・物的資源の全国共同利用化及び有効活用

→全国共同利用検討WGで検討

- ◎教育課程の共同実施や地域コンソーシアムの取組への支援の充実

→大学規模・大学経営部会で審議

3. 全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方

- ・歴史的経緯や諸条件を踏まえた、全国レベル及び地域レベルにおける計画的な人材養成の現状と意義。
- ・関連して、国立大学と公立大学の役割。さらに、私立大学の役割。
- ・設置形態別の大学の役割分担と、国公私を通じた大学の機能別分化の在り方。

→大学行財政部会で審議

- 具体的な改善を提起したもの(今後その成案が必要)
- ◎現時点では、方向性の提示にとどまるもの
- 現時点では、論点の整理にとどまるもの
- ・今後、論点の整理が必要なもの